

## 1. 計画の目的

- 「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき自転車に係る道路交通環境の整備を進め、現道のさらなる自転車、歩行者の安全確保のための整備方針を定める。

## 2. 計画目標

- 計画期間 緊急3か年計画を含む2016年度から2025年度の10か年
- 目標整備延長 約200km<sup>\*1</sup> (現道の府管理道路の自転車通行空間整備)

<sup>\*1</sup> 緊急3か年計画の62kmを含む。今後、市町村の自転車ネットワーク計画策定によって変動します。

## 3. 整備区間

### 【整備検討区間】

- 幅員3.5m未満の歩道区間。
- ただし、幅員3.5m以上の自転車歩行者道のうち、歩行者の多い区間や自転車通行空間の連続性が必要な区間は整備を検討。

### 【優先整備区間】

- 「自転車関連事故が多い区間 (A) かつ自転車交通量が多い区間 (B)」<sup>\*2</sup>や「自転車指導啓発重点地区及び路線」<sup>\*3</sup>⇒ (約112km)

- <sup>\*2</sup> 過去10年間の自転車関連事故が4件/kmかつ自転車交通量700台/日  
 [指標の根拠]  
 ・4件/km ⇒各土木事務所のワースト10路線から事故発生密度の高い区間の距離あたり平均事故件数  
 ・700台/日 ⇒道路構造令において、多いとされる目安  
<sup>\*3</sup> 警察が選定した自転車利用者に対する交通指導、取締りを実施する箇所

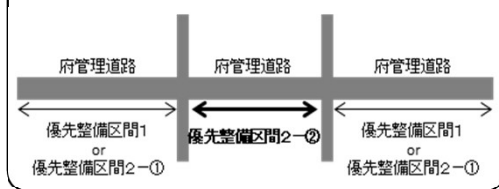
- 市町村の自転車ネットワーク計画に位置付けられた府管理道路 [(A) or (B)] のうち、以下に該当する区間⇒ (約88km)

- 通学路や自転車関連事故が発生している市町村道と一体的に整備が図れる区間 (駅・学校などへのアクセス道路等)
- 上記1または2-①によって挟まれた区間

2-① 駅・学校などへのアクセス道路のイメージ図



2-② 連続性を確保する区間のイメージ図



### 【整備区間の追加等】

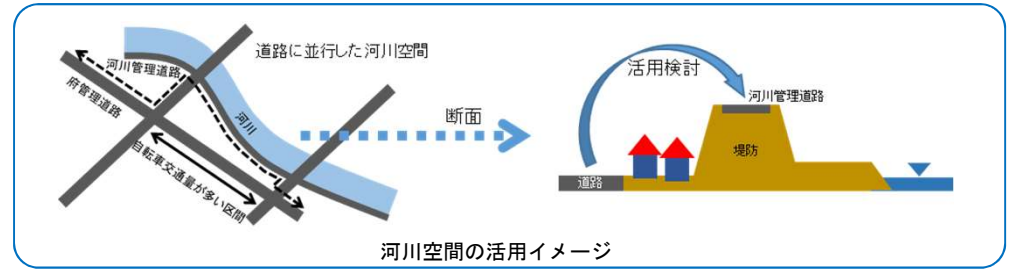
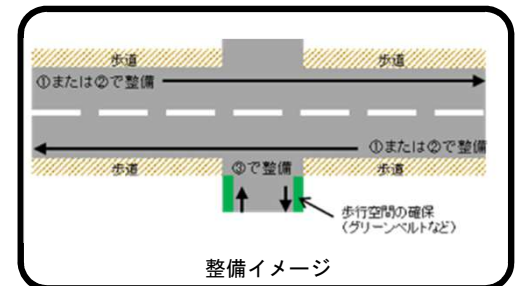
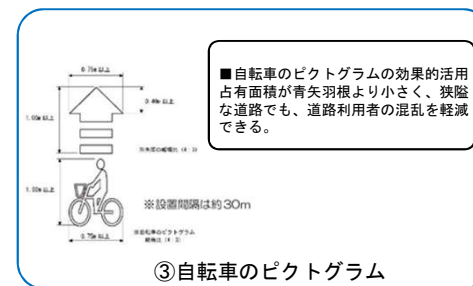
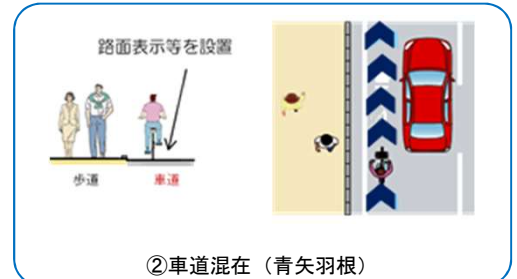
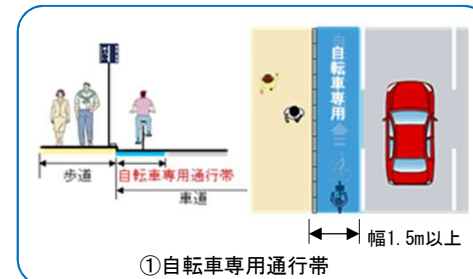
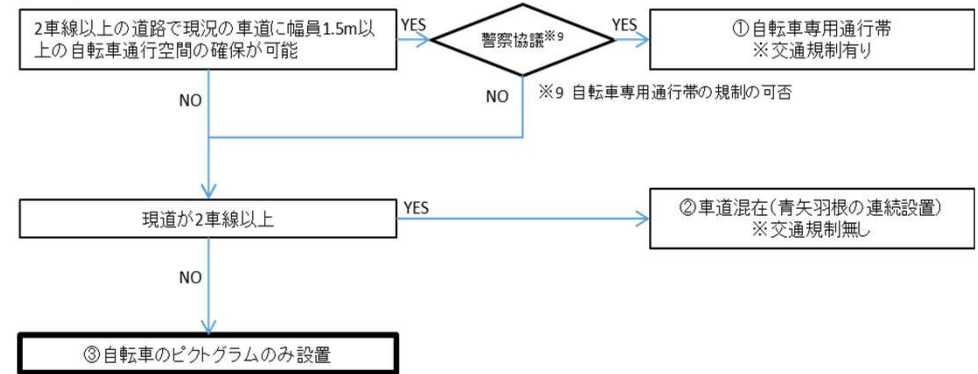
- 市町村の自転車ネットワーク計画の策定状況を踏まえ、追加等の検討を行うとともに、次期計画策定の必要性の検討を行う。

年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
自転車通行空間10か年整備計画(案)	10か年計画(2016年度～2025年度) 早期の安全確保(緊急3か年計画) → 市町村道とのネットワーク化を含め、さらなる安全確保									
整備区間の検討	自転車ネットワーク計画に基づき市町村と個別協議 → 自転車ネットワーク計画等に基づき、逐次市町村と個別協議									
自転車ネットワーク計画の策定促進	●H30年度までに策定済みまたは策定見込みの市(13市) ●うち、策定の促進を図るべき市(9市)			●H31年度以降、引き続き策定の促進を図るべき市町(9市町)に対して、重点的に働きかける。			●R3年度以降、引き続き、策定の促進を図るべき市町(7市町)に対して、重点的に働きかける。			

## 4. 整備にあたって

- 従来の整備手法に加えて、新たに車道幅員が小さい区間の整備形態を定めた

[START]



- 道路改良事業等 (新設や現道の拡幅など) では、原則、自転車通行空間を確保していく。